

## 難病医療ネットワーク推進事業について

**資料 4-1**

### 1 目的

入院治療が必要となった在宅診療中の重症難病患者に対して、適時に適切な入院施設の確保等が行えるように、地域の医療機関の連携による難病医療ネットワーク（難病医療体制）の整備を図る。

### 2 実施内容

難病医療連絡協議会を設置するとともに、概ね二次医療圏ごとに1か所ずつの難病医療協力病院を整備し、そのうち1か所を難病医療拠点病院に指定し、重症難病患者のための入院施設の確保を行う。

#### 難病医療連絡協議会の設置

拠点病院及び協力病院の連携協力関係の構築

→拠点病院、協力病院、医師会、保健所、関係市町村等の関係者によって構成



#### 難病医療連絡協議会の役割

難病医療専門員（保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）1名の配置

- ① 難病医療の確保に関する関係機関との調整
- ② 患者等からの各種相談、保健所への紹介・支援要請
- ③ 患者等からの要請により、拠点・協力病院へ入院患者の紹介等連絡調整
- ④ 拠点・協力病院等の医療従事者向けの難病研修会の開催

#### 拠点病院の役割<難病医療連絡協議会業務の受託>

難病医療専門員（保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）1名の配置

- ① 相談連絡窓口の設置
- ② 難病医療連絡協議会が行う医療従事者向けの難病研修会等への協力
- ③ 協力病院等からの高度な医療が必要な患者の受入
- ④ 地域の医療機関や福祉施設等への医学的な指導・助言

#### 協力病院の役割

- ① 連絡窓口の設置
- ② 拠点病院等からの要請により、患者の受入
- ③ 福祉施設等への医学的な指導・助言、患者の受入